

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-30：配偶者間体外受精のための無断の精子採取

翻訳 藤井 可

NAW と GAW は 1993 年 6 月 29 日に結婚した。

彼らは経済的に安定するまでは子どもをもうけないと決めた。時々、彼らは子どもをもつことについて話し合ってきたが、少なくともしばらくは子どもをつくらないでおこうと決めていた。

2000 年 4 月 20 日、GAW は自動車事故に巻き込まれた。彼は、道を横断している途中に、前部にバンパーを装着した大型車両にはねられた。結果、彼は脳に損傷を受け、昏睡状態に陥り、そして切迫した死の危険にさらされていた。彼の余命はごく僅か、約 48 時間であった。

MAW は GAW から精子を採取するための暫定的指示を得られるように懇願した。彼女の目的は、将来、夫の精子を用いた受精を行うという選択肢を保持することであった。十分な情報を得た上での意思決定が可能だと彼女が思うときまで、彼女は夫の精子を使用するつもりはなかった。彼女は、夫の精子を使って子どもをもうけることは、「夫の一部をのこす」唯一の方法であると感じていた。その時点では、それが彼女が望むことであり、そして彼女は、それを夫の死にもかかわらず彼が彼女と共にあり続ける一つの方法であると考えていたので、彼女は、その選択肢を保持することを望んだ。

GAW は、彼の精液を採取、保管、あるいは使用するための実際の同意はしていなかった。

病院の生殖医療部門長は、ひとたび患者が死んでしまえば、その精子はもう使えなくなってしまうので、GAW の精子は彼の生存中に採取されなければならないと説明した。

病院は、MAW の願いに従って、GAW の明確な同意がないまま、昏睡状態の彼から精子を採取するべきであろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議

論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES たとえ、そのような処置について **GAW** が明確な同意を表明していなかったとしても、**MAW** は夫の精子を使用することができる。妊娠し子どもをもうけるということは、夫婦としての本来的な状態である。

NO **GAW** の明確な同意なしでは、外科的介入を含むこの処置をおこなうことはできない。

本ケースについてのノート

判決

このケースは国の最高裁判所で審議された。裁判所は、彼の精子を採取・保存し、妻の妊娠のために用いることに関して、患者側のいかなる同意についてもそれを推測することは不適切であるし、とりわけ、患者の死後にそのようなことをおこなうことは不適切であると結論づけた。

裁判所の決定は生まれるかも知れない子ども (**potential child**) について言及していた。裁判所はこれらの状況下では、また **NAW** によって熟慮された状況において、そのような子どもの最善の利益は、ある意味、その時点で、生み出されることによってもたらされるものではないと述べた。そのような子どもは、父親を知る可能性を決して持ちえないだろう。そのような子どもは、父の生存中に生まれることを求められなかったことを認識するようになるだろう。そのような子どもは、法の下での相続の権利や、父親の死を生じさせる状況が発生した際の家族保障を受ける権利を持たないだろう。さらに、妊娠時の状況について知られた場合、地域の人々はその子どもを自分たちと異なる存在としてみなす傾向をもつだろうから、そのような環境は、特に子どもにとって、幸せな状況であるとはいえない。これらを考察すると本ケースでの妊娠可能性に承認を与えないとする決定は受け入れやすくなる。

ディスカッション 配偶者間体外受精のための無断の精子採取

女性が、配偶者間体外受精のために亡き夫の精子を用いたいと望むとき、そこにはいくつかの「人間」が関わっている：

① 女性自身：養育過程において配偶者支援が得られぬという困難が生じる、父親のいな

い子どもという帰結に至る妊娠過程を開始することが、その女性の最善の利益に含まれるのかを、われわれは、われわれ自身に問うべきである。ある人は、それはこの女性にとって酷いことに違いないと言うかもしれない。他の人々は、如何に生き、如何に夫を悼むかということを決定する権利を彼女は持っているというかもしれない。

- ② 亡き夫：二つの重大な問いがある：まず、われわれはこの人を「人間」としてみなすべきなのだろうか？倫理学の文献の著者たちの多くは、死んだ人も人間として考える。同様に、彼らは尊厳を持つし、われわれは彼らの願いを考慮すべきである。他のアプローチは、死んだ人々は人間の生命体ではないので、尊厳をもたないと主張する。従って、彼らが存在しなくなれば（死んでしまえば）、われわれは彼らの願いや最善の利益を考慮しなくて良い。もう一つの問いは、もしわれわれが、この故人はまだ尊厳を持っていると言うならば、彼の精子を採取することが彼にとっての最善の利益なのかを、われわれはどうやって知ればよいのであろうか？自分で育てることができないとしても、彼は子供を欲しいだろうか？彼は、他ならぬこの女性との子どもを望んでいるだろうか？
- ③ 未来の子ども：未来の子どもは「人間」か？われわれは子どもの最善の利益を考慮する必要があるか？1948年に採択された国連『世界人権宣言』第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と述べられている。ある人は、この未来の子どもはまだ生まれておらず、ましてや胚ですらないのだから、権利も尊厳も持たないし、われわれはその利益について考慮することはできないしすべきでもない、と主張する。しかしながら、たとえ未来の子どもの尊厳を承認することにわれわれが同意するとしても、子どもの未来の人生における利益・不利益を評価することは不可能である。

われわれが考慮すべきもう一つの問題は、インフォームド・コンセントの取得方法についてである。

いかなる医学的介入も、インフォームド・コンセントを必要とするし、もし与えられたのであれば、その同意が明確なものであることを確かめるためにあらゆる努力が払われるべきである。そのことは、『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第6条1項に表されている。

いかなる予防的、診断的、治療的な医療介入は、適切な情報に基づく当事者の事前の自由な知らされたうえでの同意がある場合にのみ行うことができる。同意は明示的でなくてはならず、またいつでもいかなる理由によっても当人の不都合や不利益なしに撤回することができる。

この合意は患者の望みが表されたものであり、そして、自律の権利と不可分の患者の名誉を高めるためにわれわれが行為しているということを表明したものである。関連する望みを叶える際には、目標は患者の視点からとらえられなければならないということを強調することが重要である。このとは、医学的介入を実行する際に考慮されるべきである。

とはいうものの、患者の詳細・明確な同意を得ることが常に可能なわけではない。そのようなケースでは、われわれは、彼の生活様式、彼が述べていた意見、そして、彼が望んでいたことを知る近しい人々から得られた見解に基づいた根拠を通じて、彼の望みは何であったのかを確かめようと努力する。したがって、患者が自身のインフォームド・コンセントを表明する能力を持たないようなケースにおいては、彼の望みが何であったのかについて外部資源から知り、彼が望んでいたことを実行することは倫理的であるといえる。

父親の死後におこなわれた介入での「計画された、父親のいない状態」の場合、精子採取と受精過程との区別をすべきである。一方では、その人が子どもをもつことを望んでいたであろうと明確にみなすことができるようなケースにおいて、そのような精子採取を可能にする機会は狭いながら存在する。他方では、決定が、激しい感情が存し、分別のある決定に到達することが不可能な場合には、強烈なプレッシャーのただ中でおこなわれる。それゆえ、受精、未来の子どもにもたらされる帰結等々に関する議論が保証されての採取ができる場合に限り、われわれは死亡者の精子からの受胎の技術的選択についての徹底的な議論を、その後追っておこなうことができるだろう。

子どもの利益に関して、ある人は子どもはまだ生まれていないのだから、われわれは子どもの利害について考慮することができないと言うだろう。しかしながら、われわれは父親無しで「生を得る」ことが子どもにとっての最善の利益なのかどうかを考える努力をすべきである。さらに、たくさんの世界中の子どもたちと同様に、たとえ父親なしで生きているあなたが有益な存在であり、生きていないよりもましだと認識されることができたとしても、この世に生を受けることはその子どもにとって有害なことであるという主張もある。